

2020

ハチ高原における新型コロナウイルス感染症
対策ガイドライン

ハチ高原観光協会作成

2020年6月30日

1. 当ガイドラインについて

当ガイドラインの作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点については、各種ガイドラインの例等を参考にし、特に当協会として留意しなくてはならない事項についてハチ高原観光協会の対策として、新型コロナウイルス感染症の流行が収束する迄の当面の対策として取りまとめたものである。

また、当ガイドラインは各施設が規模・実情等を勘案し、各種野外活動等の内容に合わせた対策（移動、食事、宿泊含）を講じる事を認めるものとする。

尚、当ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、利用者の要望、協会員側の受入体制等を踏まえて、必要に応じて見直す事とする。

2. 感染防止の基本的な考え方

- ① 新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえて発表された「新しい生活様式」を参考にし、感染防止の3つの基本である **①身体的距離の確保**、**②マスクの着用**、**③手洗いの実施**を中心とし、各施設内及びハチ高原エリア内での移動に関する感染対策にも取り組む。
- ② 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、利用者等の動線や接触等を考慮し、そのリスクに応じた対策を各施設において検討する事とする。
- ③ 各施設の事業に係る全て人員に対して、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。
- ④ 事業実施日迄に、必ず利用者と共に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策についての情報を共有し、必要な協力を講じる事とする。
- ⑤ ハチ高原エリア内にて新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合、その後、回復した関係者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰の為、十分な配慮と協力を行う事とする。

3. 主な感染防止対策

① 接触感染（共有する場所の消毒）

- ・各ドアノブ・テーブル・椅子・電気のスイッチ・ドライヤー・テレビや空調のリモコン・各蛇口・手すり・エレベーターのボタンと内部・自動販売機・トイレ等を定期的に消毒する。

② 飛沫感染（換気、人と人の距離）

- ・換気・大声で叫ばない。
- ・従業員は、お客様と接する場所では、フェイスシールド又はマスクを着用する。
- ・従業員はユニホーム等をこまめに洗う。
- ・送迎をする時は、車内での感染防止対策を講じる。

③ 食事について

- ・食事の前は、手洗い又は手指消毒を徹底する。
- ・使い捨ての物を使用する方が望ましい。特にコップ、わりばし等。
（容器を使用する場合適切に消毒をする）食器洗浄機でも良い。
- ・食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は現時点で報告されていないが、食事内容は利用者との十分な協議をする事。
- ・食事の席次及び食事時の会話等には十分留意し、利用者との協議の上で感染防止に努める。
- ・食事の際、十分な換気をすると共に、従業員は食堂を出入りする回数を出来るだけ減らし、出入りの都度、手洗いや手指消毒を徹底する。

④ お部屋

- ・部屋の換気は1時間に1回程度、窓やドアの開放を依頼する。
- ・客室は、定員が密にならない程度に制限して頂く。

⑤ 浴室

- ・入場人数の制限をする。
- ・ドアノブ等の清拭消毒をする。
- ・定期的な衣類棚の清拭消毒をする。
- ・備品等の清拭消毒をする。
- ・浴室内の換気強化をする。
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請をする。
- ・浴室、浴槽内における会話を控える事を要請する。

- ⑥ 実施プログラム
 - ・身体的距離の確保に努める。
 - ・その他、プログラムに応じて必要な感染防止に努める。
- ⑦ トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）
 - ・便器内は、通常の清掃で良い。
 - ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
 - ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう依頼する。
 - ・ハンドドライヤーは止めておく。
 - ・常時換気をする等の換気に留意する。

4. 宿泊客感染疑いの際の対応

- ① 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機及びマスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いします。（同行者も同様）
- ② 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく。
- ③ 食事も客室にお届けし、他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時には必ずマスクを着用する
- ④ 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う。
- ⑤ 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ⑥ 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う。
- ⑦ 宿泊客の発熱・風邪症状等への対応は、原則、**別添資料『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』**を参考に対応する事。
- ⑧ 発熱・風邪症状等の発症で、どうしても医療機関の受診が必要と思われる場合は、必ず医療機関に電話にて相談し、指示を仰いだうえで受診してください。
- ⑨ 直接、医療機関の窓口に行く事は控える。
- ⑩ 発熱までの経過や感染症患者(疑いのある者含む)との接触等の患者情報を受診前に準備しておく。
- ⑪ 万一、呼吸困難等の重い症状がある場合は、公立八鹿病院等へ相談の上、必要に応じて119番による救急搬送を依頼する。

5. 緊急連絡先

- イ) 兵庫県 24 時間対応コールセンター (TEL078-362-9980)
- ロ) 兵庫県朝来健康福祉事務所 (TEL079-672-0555)※平日のみ
- ハ) 出合診療所 (TEL079-667-8008) ※平日のみ
- ニ) 公立八鹿病院 24 時間対応 (TEL079-662-5555)
- ホ) 公立豊岡病院 24 時間対応 (TEL0796-52-2555)

ガイドライン作成参考資料

- ・公益社団法人日本環境教育フォーラム
- ・NPO 法人自然体験活動推進協議会
- ・一般社団法人日本アウトドアネットワーク
- ・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・日本旅館協会
- ・全日本シティホテル連盟

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。